

別表 1（第 5 条～第 8 条関係）

補助対象者	対象事業	対象設備	補助要件	補助率	補助対象経費
次のいずれかに該当する者 (1)補助対象区域内の店舗又は事務所等事業活動を行う者(ただし、新たに開業する店舗(注1)については、中心商店街区域および中心商店街隣接区域内のものに限る。) (2)(1)の事業活動の対象となる物件の所有者 (3)補助対象区域内の商店街組織 (注1)「新たに開業する店舗」とは、令和7年7月1日以降に営業を開始する店舗をいう。	補助対象区域内で実施する要領別紙1の1(2)ウ(テ)に規定する省CO2等設備整備	高効率空調機器	次の①と②のいずれの要件も満たすこと。 ① 導入する機器の省エネ性能が高いこと (i) 家庭用 最新の目標年度(2027年度)に対する省エネ基準達成率が100%以上(省エネ性マークが緑色)の機器であること (ii) 業務用 令和5年3月28日付け経済産業省告示第二三号「エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」の規定を満たしていること。 (iii) 上記の(i)または(ii)のいずれにも該当しない場合 最新の目標年度に対する省エネ基準達成率100%以上(省エネ性マークが緑色)機器と同等若しくは同等以上の省エネ性能を有する機器であること ② 本事業の実施により省CO2効果が得られること 次のそれぞれのCO2排出量を比較し、CO2排出量の削減が認められること (i) 更新の場合 a:事業実施前の空調機器によるCO2排出量(t-CO2/年) b:事業実施後の空調機器によるCO2排出量(t-CO2/年) c:CO2排出削減量(a-b)(t-CO2/年) (ii) 新規導入の場合 a:新規導入する空調機器と同規模で、標準的な省エネ性能を持った空調機器によるCO2排出量(t-CO2/年) b:事業実施後の空調機器によるCO2排出量(t-CO2/年) c:CO2排出削減量(a-b)(t-CO2/年)	2/3	設備費: 事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費 ※消費税及び地方消費税に相当する額を除く
		高機能換気設備	平時に活用するものであり、次の要件をすべて満たすこと。 (i) 全熱交換器(JIS B 8628に規定されるもの)であること (ii) 熱交換率40%以上(JIS B 8639で規定)であること (iii) 必要換気量(1人当たり毎時30m以上※)を確保すること ※建築物の構造上、一人あたり毎時30 m ³ を満たすことが難しい場合は、当該建築物に合致する最大の換気量で設計すること。「換気の悪い密閉空間」を改善するための方法や、必要換気量については、令和2年3月30日厚生労働省「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」を確認すること。		
		高効率照明機器	次の(i)、(ii)のいずれの要件も満たすこと。なお、(ii)に該当しない場合は(iii)を満たすこと。 (i) 調光制御機能を有するLEDであること (ii) 最新の目標年度(2020年度)に対する省エネ基準達成率が100%以上であること (iii) 令和5年3月28日付け経済産業省告示第二三号「照明器具のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」の条件を満たしていること		
		高効率給湯機器 ※令和6年度から実施	次の①と②のいずれの要件も満たすこと。 ① 導入する機器の省エネ性能が高いこと (i) 最新の目標年度(2025年度)に対する省エネ基準達成率が100%以上(省エネ性マークが緑色)の機器であること (ii) (i)に該当しない場合 令和5年3月28日付け経済産業省告示第二三号「電気温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」または「ガス温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」の規定を満たしていること。 (iii) (i)、(ii)どちらにも該当しない場合 最新の目標年度に対する省エネ基準達成率100%以上(省エネ性マークが緑色)機器と同等若しくは同等以上の省エネ性能を有する機器であること。 ② 本事業の実施により省CO2効果が得られること 次のそれぞれのCO2排出量を比較し、CO2排出量の削減が認められること (i) 更新の場合 a:事業実施前の給湯機器によるCO2排出量(t-CO2/年) b:事業実施後の給湯機器によるCO2排出量(t-CO2/年) c:CO2排出削減量(a-b)(t-CO2/年) (ii) 新規導入の場合 a:新規導入する給湯機器と同規模で、標準的な省エネ性能を持った給湯機器によるCO2排出量(t-CO2/年) b:事業実施後の給湯機器によるCO2排出量(t-CO2/年) c:CO2排出削減量(a-b)(t-CO2/年)	限度額:300万円／対象設備	